



下痢・嘔吐の園児対応について（保育施設）

1名でも下痢・嘔吐の園児がいたら、下痢・嘔吐物からの感染を防ぐための対応をお願いします

1 感染拡大の防止（便失禁・嘔吐発生時）

- 他の園児を別の部屋に移動させましょう。
- 2方向、窓やドアを開けて換気をしましょう。
- マスク、手袋（2重）、エプロンを着用して処理しましょう。
- 次亜塩素酸ナトリウムを用い、適切な濃度で希釈し、下痢・嘔吐物から半径2mの範囲を消毒しましょう。
- 消毒液は、その都度作成しましょう。（消毒効果が時間とともに低下するため作り置きはしない。）
- 次亜塩素酸ナトリウムは、開封日を記載し、冷暗所で保管しましょう。
- 日頃から正しい手洗い、正しいオムツの処理（場所・消毒）等を心がけましょう。

2 福祉保健センターへの報告（園医にも報告）

以下の報告基準に幼稚園は含まれませんが、集団での嘔吐・下痢発生時には栄区福祉保健課までご相談ください。

（1）報告基準

- ① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる **死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合**
- ② 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる者が **10人以上**又は全利用者の **2割以上**発生した場合
- ③ ①、②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
- ④ 「感染症法に定める感染症（一類～三類）及び麻しん・風しん」については、1人でも発生及びその疑いのある場合

横浜市 HP「保育・教育施設における感染症対策について」を合わせてご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/shisetsutaisaku/shitukoujou/kansen/20190329095234280.html>

（2）報告方法

- 「感染症等発生報告書」を栄区子ども家庭支援課（電話 045-894-8463 / FAX045-894-8406）に報告。その後、栄区福祉保健課健康づくり係が調査のご連絡をします。

福祉保健センター調査時のお願い

【準備していただくもの】

- 部屋・フロアの配置図
- 有症状者・欠席者一覧
- 健康観察表
- 行事・イベント・時間割一覧（前月と今月分）
- 献立表（補食やおやつを含む）（前月と今月分）
- 調理従事者健康観察記録

【調査時に聞き取ること】

- 患者数（重症者数）、患者別状況、医療機関受診有無
- 園内での嘔吐・便失禁の状況
- 保護者への状況の周知について
- 消毒方法や手洗いの指導・啓発方法
- 今後の行事予定等の確認

検便の（複数名）ご協力をお願いする場合があります。

終息までの間は、
毎日経過を確認いたします。



3 参考資料

保育所における感染症対策ガイドライン
こども家庭庁(2023年5月一部改訂)



栄区役所ホームページ〈栄区感染症だより〉
(過去の栄区感染症だよりも掲載しています)



栄福祉保健センター福祉保健課 健康づくり係
TEL : 045 - 894 - 6964 (平日) / 045-894-8181 (休日・夜間)
FAX : 045 - 895 - 1759
E-mail : sa-kansen@city.yokohama.jp